

(様式第1号)

会議録     会議要旨

会議の名称	令和5年度 芦屋市予防接種運営委員会
日時	令和5年10月12日(木) 午後1時～午後2時
場所	芦屋市保健福祉センター3階 会議室1
出席者	委員長 安住 吉弘 委員 宮崎 睦雄 小幡 一夫 村上 洋子 中西 勉
欠席者	委員 仲西 博子
事務局	管理担当課長 鳥越 雅也 健康増進・母子保健担当課長 辻 彩 新型コロナウイルスワクチン接種事業担当係長 池澤 周哉 母子保健係長 鍋田 裕子 母子保健係課員 元木 舞 新型コロナウイルスワクチン接種事業担当課員 片岡 大気 母子保健係課員 植田 史愛
会議の公開	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部公開
傍聴者数	0人

1 会議次第

(1) 開会

(2) 議題

- ア 令和4年度予防接種事業実績
- イ 令和5年度の予防接種事業の取り組み
- ウ 予防接種の間違い
- エ 令和6年度の予防接種事業の取り組み
- オ その他

(3) 閉会

2 提出資料

(1) 事前配布資料

- ア 【資料7】 定期予防接種における過誤接種と事故防止について

(2) 当日配布資料

- ア 【資料1】 令和4年度予防接種事業実績
- イ 【資料2】 HPVワクチンキャッチアップ接種リーフレット
- ウ 【資料3】 MR第2期末接種者通知ハガキ
- エ 【資料4】 お子さまの予防接種に関するお知らせ
- オ 【資料5】 接種勧奨ハガキ
- カ 【資料6】 B型肝炎定期予防接種における使用ワクチンについて
- キ 【資料8】 令和6年度以降の新型コロナワクチン接種について

3 審議内容

開会

(事務局：鳥越) 本日は、お忙しいところ予防接種運営委員会にご出席いただきまして、誠に有難うございます。こども福祉部こども家庭室管理担当課長の鳥越でございます。

ただいまより、令和5年度予防接種運営委員会を開催いたします。

まず、本委員会ですが、芦屋市情報公開条例第19条により、公開が原則となっております。また、議事録を公開し、本協議会における発言の内容や委員名も公開することが原則となっております。つきましては、議事録を正確に作成するため、録音させていただきますので、ご了承のほどよろしくお願い申し上げます。

開催にあたりまして、委員の交代がございましたのでご紹介いたします。新たに委員になられたのは芦屋市教育部学校教育室保健安全・特別支援教育課長の村上委員が新しく委員になられております。よろしくお願い申し上げます。委嘱状の交付につきましては恐れ入りますが、机上に配布させていただいております。前委員の残任期間である令和6年3月末までの期間となります。

次に、お手元にあります資料についてご説明させていただきます。レジメと資料の1～6と8は机上に置かせていただいております。資料7につきましてはご意見を頂戴したいということで事前に送付しておりますが過不足ございませんでしょうか。

それでは、安住委員長、以降の議事の進行につきまして、よろしくお願い申し上げます。

(安住委員長) 本委員会を公開とする件ですが、原則どおり公開でよろしいでしょうか。

【全員同意】

(安住委員長) では、本委員会は原則どおり公開とし、それで進めさせていただきます。

【全員一異議なし】

(安住委員長) それでは、本日傍聴希望者はおられますか。

(事務局：片岡) いらっしゃいません。

(安住委員長) はい、わかりました。

(安住委員長) では次第に沿って進めます。議題1「令和4年度予防接種事業実績」について、事務局から説明してください。

(事務局：元木) いつも予防接種行政にご協力賜りまして、ありがとうございます。予防接種事業を担当しております、元木と申します。本日はよろしくお願い申し上げます。私より令和4年度予防接種事業実績について報告いたします。

お手元の資料1をご覧ください。令和4年度の予防接種事業の実績と書かれているものでしてA4サイズの内紙が4枚となっております。こちらの資

料は、過去3か年の予防接種の実績をまとめた資料です。令和4年度の予防接種事業の実績として、令和3年度から変化が見られた部分について説明いたします。

なお、接種率については、すべてのワクチンごとに記載しておらず、厚生労働省が算定法を示しているものについてのみ、接種率を掲載しておりますのでご了承ください。

まず、3ページのDT（ジフテリア・破傷風）ですが、令和2・4年度と同程度の接種率であることより、令和3年度から上昇したというより、令和3年度は低下していたものが元に戻ったと言えます。令和3年度に低下した原因は定かではありませんが、例年、同じ手法で勧奨しております。

続きまして、3ページから4ページにかけてのMR（麻しん・風しん）・水痘ですが、いずれも接種率が低下しております。MR I期と水痘は同時接種をする方が多いため、両方同時に接種率が低下するのは自然なことであると考えますが、原因は不明です。例年、I期の接種率は90%以上を保っていましたが、今後はより積極的に勧奨を行いたいと思います。

同じく4ページの日本脳炎ですが、令和3年度は供給の見合せが起こった期間があったことから、各実施医療機関におかれましては定期接種ができなくなる年代の方を優先して接種いただく等、ご協力いただきましてありがとうございました。令和4年度は供給量の問題が解消され、従来の接種率に戻っております。

次に5ページのHPV（子宮頸がんワクチン）ですが、令和5年4月～シルガード9の定期接種が開始されました。令和4年度途中には、シルガード9が定期化されるかもしれないとの情報が市民にも届き、かなり多くのお問合せを頂戴しました。シルガード9の定期化を見据えて接種控えが起こった結果、令和4年度の接種率は令和3年度と比較して低下したものと考えられます。

また、HPVに関しては、HPVワクチンの積極的な勧奨の差控えにより接種機会を逃した方に対して公平な接種機会を担保する観点から、従来の定期接種の対象年齢を超えて接種を行う「キャッチアップ接種」を令和4年度より開始しました。令和4年度は、平成9年度から平成17年度生まれの女性2,972名へ勧奨通知を行い、同年度中に157名が3回目の接種を完了されました。キャッチアップ接種の期間は、令和4年4月から令和7年3月までの3年間となっており、令和4年度のHPVの定期接種の高校1年生相当の対象年齢であったかたは、令和5年度のキャッチアップ接種の対象になりますので、今後もキャッチアップ接種者へ引き続き個別勧奨を行ってまいります。

す。

最後に、6ページの風しんの追加的対策をご覧ください。平成30年夏の風しんの感染拡大を受け、過去に公的に予防接種を受ける機会がなかった世代の男性を対象としまして、平成31年から令和3年度の3年間、抗体検査と予防接種法に基づく定期接種を実施しましたが、その間の抗体検査・予防接種の見込みが少なかったことからさらに3年間の延長となりました。そのため、令和4年度は、抗体検査未受検の対象者全員8,843名にクーポンを送付し、492名が抗体検査を受検、77名がワクチンを接種されています。引き続き令和6年度まで、抗体検査未受検の方には、個別通知を送付していく予定です。

全体では接種率は概ね横ばいでしたが、MRやHPV等の効果的な勧奨方法につきまして、引き続き検討、実施してまいります。

簡単ではございますが、令和4年度予防接種事業実績についての報告は以上です。

(安住委員長) ただいまの報告について何かご意見・ご質問はありますか。

(安住委員長) では次第に沿って進めます。議題(2)「令和5年度の予防接種事業の取り組み」について事務局から説明してください。

(事務局：元木) 令和5年度の大きな取り組みとして、4点を挙げております。

まず1点目ですが、お手元に【資料2】をご準備ください。A4用紙横で印刷しているものになります。HPVワクチンのキャッチアップ接種の接種率向上対策、効果的な勧奨方法について検討しました結果、大阪大学大学院医学系研究科産科学婦人科学教室の上田豊先生が実施する「HPVワクチンキャッチアップ接種促進プロジェクト」への参加を決定いたしました。

このプロジェクトは、プロジェクトチームにて開発されたリーフレットの効果測定を目的としております。リーフレットでは、子宮頸がんについての原因、予防にはワクチンが効果的であることややさしいタッチのイラストを使用するなど視覚的な工夫がされています。HPVワクチン未接種の方と保護者の方、主には母親に対して効果的な勧奨に繋がることが期待されます。また本市においてもキャッチアップ接種の接種率が伸び悩んでいるため、今年と来年度の2年間にわたりましてプロジェクトへ参加し、リーフレットを活用したいと考えております。具体的には、例年、全年齢に対して市の勧奨はがきは送付しておりますが、それに加え、今年度はキャッチアップ接種対象者のうち奇数年齢の方へ、次年度は偶数年齢の方へ、お手元の開発リーフレットを送付する予定です。結果につきましては、来年度の委員会にて報告させていただきます。

なお、HPVワクチンの接種率向上を目指し、教育委員会と連携した取り組みも実施しています。定期接種対象者への情報提供の機会として、公立小・中学校に通学する小学6年生と中学3年生を対象に、保健の授業にて子宮頸がんとその予防法としてワクチンの存在を取り扱っています。授業での取扱い方としては、接種勧奨するものではございませんが、ワクチンの存在を知らないまま定期接種の対象期間を逃さないために、情報提供を行っているものです。

2点目は、今年5月に兵庫県内で麻しん患者の感染事例が報告されたことに伴う対応です。

令和5年5月18日付、厚生労働省健康局より「麻しんの国内における感染伝播事例を踏まえた麻しんの定期的予防接種の勧奨等について（協力依頼）」の通知を受けまして、市ホームページにて麻しんとその感染予防に関する周知啓発に関する記事を掲載し、【資料3】のとおり例年11月に送付していましたがMRⅡ期末接種者への個別通知を夏休み前の7月に前倒しして送付しました。個別通知の宛名下部には、国内で麻しんの感染事例が報告された旨を記載し、早期に接種に至るように注意喚起を行いました。

また、個別通知に加え、夏休み前には市内保育施設の年長児保護者に、各園を通じて【資料4】を配布し、長期休暇を利用した接種勧奨を行いました。

3点目は、1歳6か月児健康診査・3歳児健康診査・就学前健康診断における予防接種勧奨方法についてです。お手元に【資料5】を準備ください。ハガキサイズの資料3枚となっております。

これまで、1歳6か月児・3歳児健康診査につきましては接種歴の確認を実施した後、未接種のワクチンがある場合は、口頭のみで接種勧奨を行ってまいりました。また、就学前健康診断においては、A4サイズの白色のプリント1枚を手渡して勧奨してまいりました。

しかし、接種率向上のために効果的な勧奨方法を検討した結果、【資料5】のリーフレットを作成しまして、これらを用いて接種勧奨を行うこととしました。リーフレットは各健診を受診した時点において、定期接種として接種できるワクチンのみ記載しています。未接種のものにチェックを付け、母子健康手帳の予防接種ページに挟んで保護者に返却しております。色付きの用紙にすること、母子健康手帳に挟めるサイズにすることで、健診後も保護者が忘れることなく接種していただけるよう工夫しました。各医療機関にこのリーフレットを持参される保護者の方がおられるかもしれませんが、市が健診時に手渡しているものですので、ご承知おきください。

続きまして最後の4点目になります。B型肝炎の使用ワクチンについてです。【資料6】をご覧ください。

こちらは、令和4年度末に各医療機関へ送付済みの依頼文書となります。記載のとおり、B型肝炎定期予防接種における使用ワクチンを0.25mLのみの取扱いに変更しました。令和4年度までは0.5mLワクチンを納品している医療機関が数件見られましたが、令和5年度に取扱いを変更して以降も特段の問題は生じておりませんので、過量接種防止と無駄を省き適正な税金の支出を行う観点から、この取扱いは令和6年度以降も継続する予定です。

令和5年度の予防接種事業の取り組みについての報告は以上となります。

(安住委員長) ただいまの報告について何かご意見・ご質問はありますか。

(中西委員) 【資料2】のHPVのところなのですが、今年度奇数年齢で来年度偶数年齢の方って同じ方にならないかなって思ったんです。今年度の奇数年齢か偶数年齢かということよろしいでしょうか。

(事務局：元木) はい、仰る通りです。説明が不足しておりまして大変失礼しました。

(安住委員長) 他にございませんか。

(事務局：鳥越) 1点すみません。ご説明させていただきました大阪大学との提携の関係ですけれども、10月1日の日付を持ちまして覚書を交わしまして、基本的に郵送料などすべて大学でお持ちいただけるということにして市の持ち出しとして何もございませんでして、どれだけ接種が増えていたかというところを検証したいというお話を頂戴しまして、ぜひいいお話だなというところでこの度、覚書を締結させていただいております。

(安住委員長) ありがたいお話ですね。

(宮崎委員) この接種券というもの【資料5】は毎回送られてくるのでしょうか。

(事務局：元木) これは接種券の扱いではなく、各健診において定期予防接種の接種状況を確認しているのですが、その際に接種漏れがあれば、その時点で受けることができる予防接種の種類に保健師がチェックをして、勧奨のツールとして保護者にお渡しをさせていただいております。

(宮崎委員) 何個もチェックがつくこともあるんですか。

(事務局：元木) はい。そういった方もいらっしゃいます。

(宮崎委員) こども家庭・保健センターが医療機関での接種情報を持っているからできるんですね。

(事務局：元木) 基本的には各健診の時には母子健康手帳をお持ちいただくようお願いしておりますので、母子健康手帳を確認してチェックさせていただいております。

(安住委員長) 例えば新規転入の人はどうされていますか？

(事務局：元木) 新規転入の方についても同じように母子健康手帳を確認してチェックをしております。その際には芦屋に来られた方で市によって接種券があったり、なかったりという違いがありますので簡単に保護者の方に芦屋市の説明をさせていただいて、実施医療機関で受けてくださいとお伝えしております。

(安住委員長) わかりました。ありがとうございます。

(村上委員) このピンクの就学時健康診断の用紙は学校で行っている就学時健診のことですか？

(事務局：元木) はい。そうです。昨年度からお作りして配布しております。

(小幡委員) 海外から転入等で日本人の方も外国人の方も含めてですが、海外の母子健康手帳が複雑で、そういう場合はどのように確認をされているのですか。

(事務局：元木) 海外で接種されている場合、就学時健診の時はワクチンの名称を予防接種必携の本を用いながら、日本で行う定期予防接種がされているかどうか確認しています。日本の定期予防接種として受けられるもので、特に日本脳炎などは気をつけるようにはしています。未接種のワクチンについては、その際に勧奨させていただいております。

(小幡委員) 大変ですけど、よろしく願いいたします。

(安住委員長) 他にございませんか。では続きまして次第に沿って進めます。議題3「予防接種のまちがい」について事務局から説明してください。

(事務局：元木) 【資料7】をご覧ください。こちらは、コロナを除く定期予防接種における過誤接種についてまとめた資料となります。

令和3年度までは年間4件程度で推移していた過誤接種ですが、令和4年度、令和5年度の件数が急激に増加しており、医療機関に配布する文書として「定期予防接種における過誤接種と事故防止について」を作成しました。

過誤の内容ですが、多くは接種間隔不足・対象者の誤認・不必要な接種の3つに大別されます。裏面「3過誤接種の原因」の表をご覧くださいますと、ほとんどの過誤が接種前に複数名での丁寧な確認を行っていただくことで防げるものであることが分かります。

年度当初に各実施医療機関に実施要領とあわせて「芦屋市予防接種事故防止マニュアル」(緑の冊子)を配布しておりまして、各実施医療機関において事故予防に努めていただいていることと思いますが、過誤接種が増加傾向にあることから、今後の対策として、資料7の文書を各医療機関へ配布し、更なる事故防止に努めていただきたいと考えております。委員の皆さまには、事故防止対策について、ご意見を賜りたいと思います。

(安住委員長) ただいまの報告について何かご意見・ご質問はありますか。

(小幡委員) 接種間隔不足って言うのは具体的にどのワクチンが突出して目立つという

ことはありますか。

(事務局：元木) ワクチンの種類別に統計は取っていないのですが、B型肝炎の間隔の日数計算間違いが多いように思います。対象者の誤認につきましてはMR2期を年長ではなく年中もしくは小学校入学式の前だからと打ってしまわれるケースが非常に多いです。

(小幡委員) 入学式の前というのは、新年度で入学式の前ということですか。

(事務局：元木) そうです。

(宮崎委員) MRで起こりやすいんですね。

(事務局：元木) 他の予防接種に関しては年齢で管理しているのが通常なんですけれども、MRとHPVに関しては年度で管理をしているワクチンになりますのでそこで間違いが多いのかなと思います。

(宮崎委員) 留意事項のところに特定のワクチンで起こりやすいことを入れていただければ分かりやすいです。

(事務局：元木) はい、ご意見ありがとうございます。

(宮崎委員) 小幡先生、小児科ではいかがですか。

(小幡委員) 間違いやすいところをある程度おさえるよう努力はしていますけれども、MRは接種する直前に次の4月から小学校ですね、と確認しています。それでほしいカバーはできますが、インターナショナルスクールに通っているお子さんがいまして、次の4月から学校が始まらないので複雑です。接種する直前の最終のドクターの一言が救いとなることがあります。ダブルでチェックしていても誰かがしているだろうということでそのまま進んでいくこともあるので、ダブルチェックの盲点ですね。

(宮崎委員) 芦屋は、インターナショナルスクールに通っているお子さん多いですね。

(小幡委員) 多いですね。海外と行き来されている方の時が少し複雑です。あとは間隔が週や日数であるので、結構見ないといけないので難しいです。

いいソフトがあって統一的に管理してくれればいいのですが、急にはできないので昔ながらのやり方をしっかりやる方が信頼はできるのかなと思います。

(安住委員長) では次第に沿って進めます。議題4「令和6年度の予防接種事業の取り組み」について事務局から説明してください。

(事務局：元木) 令和6年度の予防接種事業の取り組みとして、4点報告いたします。

1点目は、高齢者肺炎球菌についてです。平成31年度から、65歳～100歳の5歳ごとの未接種者に案内を送付しておりましたが、5年経過し、全年齢への案内を一通り終えたことから、令和6年度からは65歳のみが対象となる予定です。



2点目は、HPVについてです。

先程、議題1でお伝えした通り、キャッチアップ接種の期間は、令和4年度から令和6年度までの3年間となっていることから、来年度が最終年度であり、阪大プロジェクトなど様々な方法で積極的に勧奨を行っていきたいと思います。また、未接種の方には遅くとも9月に1回目の接種を開始する必要がある旨も勧奨通知などを通してお伝えしていきたいと思っております。

また、HPVワクチンの定期接種対象者については、引き続き教育委員会とも連携いたしまして、接種率向上に努めてまいりたいと考えております。

3点目は、風しんの追加的対策についてです。

こちら、議題1でお伝えした通り、令和6年度までとなっていることから、来年度が最終年度であり、次年度も抗体検査未受検の方への個別通知を送付する予定としております。

(事務局：片岡) 4点目は、新型コロナウイルスワクチン接種についてです。【資料8】をご覧ください。

来年度以降の新型コロナウイルスワクチンについての情報は、添付している情報が出ているのみで、詳細な内容については、示されておられません。実施については、年1回の接種として、時期は秋冬と示されておりますが、接種券の使用の有無やワクチンの配送方法等、詳細が示され次第、またご相談させていただきますので、よろしく願いいたします。

「令和6年度の予防接種事業の取り組み」についての報告は以上です。

(安住委員長) ただいまの報告について何かご意見・ご質問はありますか。

(安住委員長) では次第に沿って進めます。議題5「その他」について事務局から説明してください。

(事務局：鳥越) ご意見を頂戴しましてありがとうございます。

これにて閉会といたします。どうもありがとうございました。

以上